

予期せぬ火災から 守れる生命

住宅用火災警報器を設置しましょう

火災は、昼夜を問わず、いつ起こるか分かりません。また、普段から火の始末に注意していても火災に遭うことはあります。火災に遭った人は「まさか自分が」と思っているはずですが、まずは、火災を起こさないこと、そして、「まさか」の火災が起きてしまった場合に備えることが必要です。自分やあなたの大切な人の生命を守るためにも万全の対策をとりましょう。

問い合わせは、消防本部予防課指導係（☎471703）へ。

平成25年における全国の火災による総死者数は、1625人で、その内、住宅火災による死者（放火自殺者などを除く）の数は997人でした。この内、65歳以上の高齢者は703人で、前年より26人増加しています。また、住宅火災による死者数の70・5パーセントを65歳以上の高齢者が占めていました。

住宅火災での 主な死亡原因は逃げ遅れ

住宅火災における死者の発生した経過別死者数では、逃げ遅れが562人、着衣着火が55人、出火後再進入が19人、

極的な声掛けをお願いします。なお、購入する際は悪質な訪問販売などには、御注意ください。

寝室などにも 煙式の火災警報器を

また、最も多い逃げ遅れでの最大の原因は、火災の発見の遅れによるもので、火災の発生に気付くにくい就寝時間帯に集中しています。

出火元から離れた2階などで寝ていて、火災の発生に気付くにくいときは、どうすればよいでしょうか。

火災が起きた場合、煙は火よりも速く、階段や吹き抜けなど縦方向の区画から上の階へ広がり、建物全体に充満していきます。そのため、火災に早く気付くための方法として、火災の発生を大きな警報音で知らせる煙式の火災警報器を寝室や階段の天井にも設置しましょう。

火災警報器には 交換時期があります

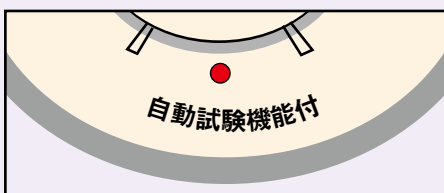
火災警報器のセンサーなどには寿命があり、定期的に交換する必要があります。電池交換した場合でも、おおむね10年を目安に本体を交換してください。交換時期を確認する方法としては、音声や警報

音などでお知らせする自動試験付きのタイプと火災警報器本体に表示されているタイプの機種がありますので、詳しいことは、機器の取扱説明書で御確認ください。

火災警報器の設置などについては、消防本部予防課指導係（☎471703）にお問い合わせいただくか、市ホームページを確認してください。

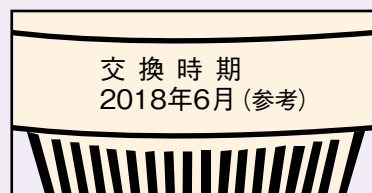
火災警報機の交換時期を確認する方法

自動試験機能付きタイプ



交換時期を音声や警報音でお知らせ

有効期限が記入してあるタイプ



記載してある時期までに交換が必要

住宅用の火災警報器設置への啓発活動



安全・安心の まちづくりに向けて

住宅用の火災警報器の設置率100パーセントを目指して、ちらしの配布やイベントでの広報など、様々な活動を行っています。市民の皆さんの協力なくして実現することはできません。安全・安心のまちづくりに向けて、火災警報器の設置促進に御協力ください。

平成 27 年度～平成 29 年度

65 歳以上の人の介護保険料を改定しました

介護保険制度の導入により、御本人、御家族の負担が軽減される一方、介護を必要とする人は、さらに増え、介護サービス給付費も今後、増加することが予想されます。

こうした状況を踏まえ、介護保険制度の安定した運営を図るため、平成27年度から平成29年度までの第1号被保険者（65歳以上の人）の介護保険料を右の表のとおり改定しましたので、お知らせします。

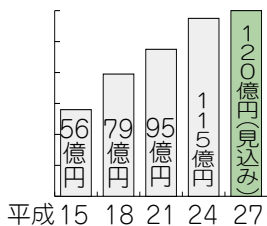
問い合わせは、長寿支援課介護管理給付係（☎内線390～393）へ。

介護保険料の所得段階を増やし、所得に応じた負担割合に

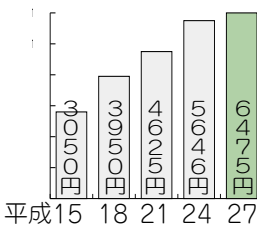
65歳以上の人の介護保険料は、本人の収入や所得、世帯の市民税課税状況を考慮し所得段階を設定します。平成27年度の保険料改定では、平成24年度の改定と同様に、特に低所得者に配慮し、これまでの8段階（10区分）をさらに細かく区分した13段階（13区分）の所得段階を設定しました。

被保険者の皆さんには、今後も安心して介護サービスを受けていただけるよう努めてまいりますので、御理解をお願いします。

介護サービス給付費の推移



保険料基準額(月額)の推移



通知書を7月に送付します

介護保険料の納付について、特別徴収の人（年金から保険料を差し引かれる人）は、所得確定後、7月末に特別徴収決定通知書を送付します。また、普通徴収



の人（納付通知書で保険料を納付している人）には、7月中旬に納付通知書を送付しますので、新しい保険料での納付に、御協力ください。

介護保険料一覧 対象：第1号被保険者（65歳以上の人）

所得段階	年間保険料	対象
1	34,900 円	①生活保護を受けている人②世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人③世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計金額が 80 万円以下の人
2	54,300 円	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計金額が 120 万円以下の人
3	58,200 円	世帯全員が市民税非課税で上記以外の人
4	69,900 円	世帯に市民税が課税されている人がいるが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計金額が 80 万円以下の人
5	77,700 円	世帯に市民税が課税されている人がいるが、本人は市民税非課税で、上記以外の人
6	93,300 円	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 125 万円未満の人
7	101,100 円	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満の人
8	124,400 円	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 200 万円以上 290 万円未満の人
9	126,700 円	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 290 万円以上 400 万円未満の人
10	136,000 円	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の人
11	139,900 円	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満の人
12	143,800 円	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 800 万円以上 1,000 万円未満の人
13	147,700 円	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 1,000 万円以上の人

認知症家族交流会

認知症や介護のこと、日頃困っていることなど、何でも話せる場としての交流会を開催します。

期日 6月11日（木）

時間 午後2時から

場所 グループホームあおぞら（境野町三丁目）

対象 認知症の人を介護している家族、近隣援助者など

申し込み 電話で桐生市地域包括支援センターユートピア

広沢（☎531152）へ。

問い合わせ 長寿支援課長寿支援係（☎588）へ。

若年認知症家族教室

群馬県こころの健康センターでは、働き盛りに発症する若年認知症の当事者と家族への情報提供や相談を実施し、生活の質の向上を図る教室を開催します。

期日 毎月第3月曜日（4・7・9月を除く）

時間 午後1時30分～4時

場所 群馬県こころの健康センター（前橋市野中町）

対象 県内に居住している当事者とその家族

申し込み・問い合わせ 電話

でこころの健康センター（☎

027・263・1156）

へ。